

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 4 月 28 日（金）第 408 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 歳入の徴収事務の委託（文化振興課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力の停止  
（高齢者生き生き推進課取扱い） 1
- 計量器の定期検査の実施（2件）（商工政策課取扱い） 2
- 種畜証明書の有効期間の延長（畜産課取扱い） 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出（2件）（農地整備課取扱い） 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課取扱い） 5
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 8

## 公 告

- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表（会計課取扱い） 9

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 9

## 告 示

## 鹿児島県告示第429号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類  
鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例（昭和58年鹿児島県条例第6号）別表第1に定める入館料及び同条例第6条第2項の規定により知事が別に定める額の入館料
- 2 委託の相手方  
鹿児島市住吉町1番3号  
株式会社芙蓉商事
- 3 委託期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 鹿児島県告示第430号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止した。

令和 5 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			停止期間	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
石露の里訪問介護事業所	南さつま市加世田唐仁原5323-1	株式会社夕焼けこやけ	南さつま市加世田東本町6番地17	倉澤 学	令和5年5月1日から同年7月31日まで	訪問介護

## 鹿児島県告示第431号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和5年4月28日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和5年5月29日	10:30~15:00	瀬戸内町	せとうち海の駅
令和5年5月30日	10:00~15:00	瀬戸内町	せとうち海の駅
令和5年5月31日	10:00~15:00	瀬戸内町	せとうち海の駅
令和5年6月1日	10:30~12:00	宇検村	阿室防災会館
令和5年6月1日	13:30~15:00	宇検村	名柄公民館
令和5年6月2日	10:30~15:30	宇検村	元気の出る館
令和5年6月5日	10:30~11:30	大和村	大和村在宅介護支援センター
令和5年6月5日	13:30~15:00	大和村	大和村防災センター
令和5年6月6日	10:00~15:00	大和村	大和村防災センター
令和5年6月7日	10:00~11:00	龍郷町	円公民館
令和5年6月7日	13:00~15:30	龍郷町	赤尾木公民館
令和5年6月8日	10:00~15:00	龍郷町	浦生活館
令和5年6月9日	10:00~15:00	龍郷町	浦生活館
令和5年6月20日	9:30~11:30	喜界町	塩道公民館
令和5年6月20日	13:00~16:00	喜界町	喜界町自然休養村管理センター
令和5年6月21日	9:00~15:30	喜界町	喜界町自然休養村管理センター
令和5年6月26日	10:00~15:00	奄美市	節田生活館
令和5年6月27日	10:00~12:00	奄美市	笠利三区公民館
令和5年6月27日	13:30~15:00	奄美市	笠利中央公民館
令和5年6月28日	10:00~15:00	奄美市	笠利中央公民館
令和5年6月29日	10:00~12:00	奄美市	東城コミュニティセンター
令和5年6月29日	13:30~14:30	奄美市	市集会場
令和5年6月30日	10:00~15:00	奄美市	住用中央公民館
令和5年7月3日	10:00~14:30	奄美市	根瀬部地区集会場
令和5年7月4日	10:00~12:00	奄美市	小宿地区集会場
令和5年7月4日	13:30~15:00	奄美市	奄美振興会館
令和5年7月5日	10:00~12:00	奄美市	名瀬勝地区集会場
令和5年7月5日	13:30~15:00	奄美市	西仲勝地区集会場

令和 5 年 7 月 6 日	10 : 00 ~ 11 : 30	奄美市	芦花部地区集会場
令和 5 年 7 月 6 日	13 : 00 ~ 15 : 30	奄美市	有屋町集会場
令和 5 年 7 月 7 日	9 : 30 ~ 12 : 00	奄美市	大島支庁計量検定センター
令和 5 年 7 月 7 日	13 : 30 ~ 16 : 00	奄美市	奄美振興会館
令和 5 年 7 月 10 日	9 : 30 ~ 15 : 30	奄美市	奄美自治会館
令和 5 年 7 月 11 日	9 : 30 ~ 15 : 30	奄美市	奄美自治会館
令和 5 年 7 月 12 日	9 : 30 ~ 15 : 30	奄美市	奄美自治会館
令和 5 年 7 月 13 日	9 : 30 ~ 15 : 30	奄美市	奄美自治会館
令和 5 年 7 月 14 日	9 : 30 ~ 10 : 30	瀬戸内町	生間待合所
令和 5 年 7 月 14 日	12 : 30 ~ 14 : 00	瀬戸内町	瀬相待合所

## 2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

## 3 その他

特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，令和 5 年 5 月 29 日から令和 6 年 2 月 28 日までとする。

## 鹿児島県告示第 432 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により，特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 5 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 定期検査の実施の期日，区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和 5 年 6 月 2 日	10 : 00 ~ 12 : 00	いちき串木野市	生福交流センター
令和 5 年 6 月 2 日	13 : 30 ~ 14 : 30	いちき串木野市	羽島交流センター
令和 5 年 6 月 5 日	10 : 00 ~ 15 : 00	いちき串木野市	いちきアクアホール
令和 5 年 6 月 6 日	10 : 00 ~ 15 : 00	いちき串木野市	いちき串木野市市民文化センター
令和 5 年 6 月 7 日	10 : 00 ~ 15 : 00	いちき串木野市	いちき串木野市市民文化センター
令和 5 年 6 月 8 日	10 : 00 ~ 14 : 00	いちき串木野市	いちき串木野市市民文化センター
令和 5 年 6 月 13 日	10 : 00 ~ 16 : 00	薩摩川内市	セントピア
令和 5 年 6 月 14 日	9 : 30 ~ 14 : 00	薩摩川内市	永利地区コミュニティセンター
令和 5 年 6 月 15 日	10 : 30 ~ 13 : 00	薩摩川内市	水引地区コミュニティセンター
令和 5 年 6 月 15 日	14 : 00 ~ 16 : 00	薩摩川内市	峰山地区コミュニティセンター
令和 5 年 6 月 16 日	9 : 30 ~ 11 : 00	薩摩川内市	陽成地区コミュニティセンター
令和 5 年 6 月 16 日	13 : 00 ~ 14 : 00	薩摩川内市	西方地区コミュニティセンター
令和 5 年 6 月 19 日	10 : 00 ~ 16 : 00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館
令和 5 年 6 月 20 日	9 : 30 ~ 14 : 00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館
令和 5 年 6 月 21 日	10 : 00 ~ 16 : 00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館
令和 5 年 6 月 22 日	9 : 30 ~ 14 : 00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館

令和 5 年 6 月 26 日	15 : 00 ~ 16 : 30	薩摩川内市	長浜港待合所
令和 5 年 6 月 27 日	9 : 30 ~ 15 : 00	薩摩川内市	手打地区コミュニティセンター
令和 5 年 6 月 27 日	15 : 30 ~ 16 : 30	薩摩川内市	子岳地区コミュニティセンター
令和 5 年 6 月 28 日	9 : 30 ~ 11 : 00	薩摩川内市	青瀬地区コミュニティセンター
令和 5 年 6 月 28 日	12 : 00 ~ 14 : 00	薩摩川内市	西山地区コミュニティセンター
令和 5 年 6 月 28 日	15 : 00 ~ 16 : 00	薩摩川内市	内川内地区コミュニティセンター
令和 5 年 6 月 29 日	9 : 30 ~ 12 : 00	薩摩川内市	鹿島公民館
令和 5 年 7 月 3 日	13 : 30 ~ 16 : 00	薩摩川内市	上甌総合センター
令和 5 年 7 月 4 日	9 : 30 ~ 16 : 00	薩摩川内市	里定住センター
令和 5 年 7 月 10 日	10 : 00 ~ 15 : 00	薩摩川内市	入来体育館
令和 5 年 7 月 11 日	10 : 00 ~ 15 : 00	薩摩川内市	樋脇総合体育館
令和 5 年 7 月 12 日	10 : 30 ~ 15 : 00	薩摩川内市	祁答院公民館
令和 5 年 7 月 13 日	10 : 30 ~ 16 : 00	薩摩川内市	東郷共同福祉施設
令和 5 年 7 月 14 日	9 : 30 ~ 14 : 00	薩摩川内市	東郷共同福祉施設
令和 5 年 7 月 19 日	11 : 00 ~ 16 : 00	さつま町	さつま町薩摩農村環境改善センター
令和 5 年 7 月 20 日	9 : 30 ~ 11 : 30	さつま町	さつま町薩摩農村環境改善センター
令和 5 年 7 月 20 日	13 : 00 ~ 16 : 00	さつま町	さつま町鶴田体育館
令和 5 年 7 月 21 日	9 : 30 ~ 12 : 00	さつま町	さつま町鶴田体育館
令和 5 年 8 月 8 日	10 : 30 ~ 16 : 00	さつま町	さつま町宮之城総合体育館
令和 5 年 8 月 9 日	9 : 30 ~ 16 : 00	さつま町	さつま町宮之城総合体育館
令和 5 年 8 月 10 日	9 : 30 ~ 12 : 00	さつま町	さつま町山崎地区公民館

## 2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

## 3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

## 4 その他

特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，令和 5 年 6 月 2 日から令和 6 年 2 月 28 日までとする。

## 鹿児島県告示第 433 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定により，農林水産大臣から，現在交付している種畜証明書で，有効期間内に同法第 4 条第 1 項の検査を行うことができないものについては，同法第 6 条第 2 項の規定に基づき有効期間を 6 箇月以内に限り延長する旨通報があった。

令和 5 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第 434 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により，鹿児島市郡山土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 5 年 4 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 就任した役員の氏名及び住所
- 理事 前田 利春 鹿 児 島 市 花 尾 町 2545 番 地  
 理事 西 邦弘 鹿 児 島 市 玉 里 団 地 一 丁 目 10 番 16 号  
 理事 米永 孝雄 鹿 児 島 市 東 俣 町 3012 番 地 2  
 理事 白坂建二郎 鹿 児 島 市 郡 山 町 3726 番 地  
 理事 竹下 幸三 鹿 児 島 市 油 須 木 町 568 番 地  
 理事 竹下 章男 鹿 児 島 市 油 須 木 町 523 番 地 1  
 理事 小野 康則 鹿 児 島 市 川 田 町 951 番 地  
 理事 東 良子 鹿 児 島 市 川 田 町 1119 番 地 2  
 監事 諏訪田道夫 鹿 児 島 市 東 俣 町 604 番 地  
 監事 加世田正隆 鹿 児 島 市 郡 山 町 1227 番 地 2  
 (任期 令和 5 年 4 月 7 日 から 令和 9 年 4 月 6 日 まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
- 理事 前田 利春 鹿 児 島 市 花 尾 町 2545 番 地  
 理事 西 邦弘 鹿 児 島 市 玉 里 団 地 一 丁 目 10 番 16 号  
 理事 米永 孝雄 鹿 児 島 市 東 俣 町 3012 番 地 2  
 理事 白坂建二郎 鹿 児 島 市 郡 山 町 3726 番 地  
 理事 竹下 幸三 鹿 児 島 市 油 須 木 町 568 番 地  
 理事 竹下 章男 鹿 児 島 市 油 須 木 町 523 番 地 1  
 理事 小野 康則 鹿 児 島 市 川 田 町 951 番 地  
 理事 西 英樹 鹿 児 島 市 川 田 町 963 番 地  
 監事 諏訪田道夫 鹿 児 島 市 東 俣 町 604 番 地  
 監事 福元 洋 鹿 児 島 市 東 俣 町 902 番 地 1

**鹿 児 島 県 告 示 第 435 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、肝属中部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 5 年 4 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 就任した役員の氏名及び住所
- 理事 飯田 正孝 肝 属 郡 肝 付 町 新 富 3195 番 地 2  
 (任期 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
- 理事 新村 洋一 肝 属 郡 肝 付 町 前 田 49 番 地 1

**鹿 児 島 県 告 示 第 436 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 5 年 4 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・水無川原 1, 急・米次 4, 急・米次 5, 急・水無川原 6, 急・久保田 4, 急・小麦 6, 急・鍛冶屋段 7, 急・野元 5, 急・桑原 12, 急・桑原 13, 急・桑原 4, 急・桑原 6, 急・桑原 7, 急・楢 2, 急・楢 3, 急・楢 9, 急・楢 1,

		急・梶4, 急・宮原1, 急・梶7, 急・桑原9, 急・桑原11, 急・長谷1, 急・長谷2, 急・長谷8, 急・長谷5, 急・羽田2, 急・羽田3, 急・横手9, 急・葎野1, 急・横手3, 急・葎野4, 急・葎野5, 急・葎野3, 急・葎野6, 急・葎野8, 急・横手5, 急・横手6, 急・横手8, 急・木佐木野1, 急・木佐木野2, 急・木佐木野3, 急・牛之浜21, 急・牛之浜1, 急・牛之浜8, 急・牛之浜14, 急・牛之浜15, 急・牛之浜16, 急・牛之浜13, 急・牛之浜19, 急・仲仁田6, 急・長迫4, 急・長迫5, 急・仲仁田7, 急・仲仁田8, 急・長迫6, 急・仲仁田10, 急・仲仁田13, 急・川畑6, 急・鈴木段8, 急・南畑8, 急・鈴木段9, 急・鈴木段12, 急・鈴木段13, 急・鈴木段15, 急・鈴木段16及び急・南畑9
	出水市	急・宇都野々4, 急・小原上3, 急・駄子田1, 急・鍋野4, 急・水之頭1, 急・水之頭2, 急・折尾野5, 急・水之頭3, 急・水之頭4, 急・定之段1, 急・定之段3, 急・流合3, 急・流合4, 急・受口1, 急・岩元3, 急・岩元1, 急・受口4, 急・大丸2, 急・籠土山2, 急・籠土山4, 急・上特手1, 急・上特手10, 急・上特手11, 急・東辺田2, 急・浦窪1, 急・上冷筋4, 急・上冷筋1, 急・上冷筋2, 急・浦窪3, 急・東下り松1, 急・小島3, 急・西下り松2, 急・小島7, 急・小島1, 急・小島4, 急・西辺田1, 急・連尺野2及び急・浦1
土石流	阿久根市	土・落3, 土・永原2, 土・米次4, 土・尾原7, 土・尾原9, 土・野元2, 土・野元3, 土・野元4, 土・野元5, 土・野元6, 土・野元7, 土・野元11, 土・片原1, 土・表川内1, 土・久保田3, 土・川畑8, 土・小鹿倉1, 土・米次6, 土・久保田5, 土・小麦7, 土・桑原1, 土・桑原2, 土・長谷1, 土・長谷2, 土・横手3, 土・横手5, 土・横手7, 土・下田代5, 土・下田代1, 土・牛之浜1, 土・長迫1, 土・長迫4, 土・長迫5, 土・長迫6, 土・長迫7, 土・的場2, 土・屋敷村1, 土・南畑5, 土・南畑6, 土・鈴木段4, 土・鈴木段6, 土・鈴木段7及び土・鈴木段3
	出水市	土・小原下1, 土・駄子田1, 土・鍋野1, 土・水之頭6, 土・水之頭8, 土・折尾野2, 土・君名川1, 土・宇都野々1, 土・栗毛野1, 土・宇都野々3, 土・宇都野々4, 土・宇都野々5, 土・宇都野々6, 土・小原上1, 土・小原上2, 土・上餅井2, 土・受口1, 土・受口4, 土・受口5, 土・野角1, 土・籠土山1, 土・越地1, 土・越地2, 土・越地3, 土・越地5, 土・越地6, 土・越地8, 土・上特手5, 土・東辺田2, 土・野口1, 土・野口2, 土・野口3, 土・柳ヶ水1, 土・小島3, 土・西辺田1, 土・連尺野1, 土・内木場1, 土・野平1及び土・野平2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第437号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和5年4月28日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・水無川原1, 急・米次4, 急・米次5, 急・水無川原6, 急・久保田4, 急・小麦6, 急・鍛冶屋段7, 急・野元5, 急・ヒエコバ1, 急・桑原12, 急・桑原4, 急・桑原6, 急・桑原7, 急・梶3, 急・梶2, 急・梶9, 急・梶1, 急・梶4, 急・宮原1, 急・梶7, 急・桑原9, 急・桑原11, 急・長谷1, 急・長谷2, 急・長谷8, 急・長谷5, 急・羽田2, 急・羽田3, 急・横手9, 急・横手16, 急・菘野1, 急・横手3, 急・菘野4, 急・菘野5, 急・菘野3, 急・菘野6, 急・菘野9, 急・菘野8, 急・菘野10, 急・瀧1, 急・横手5, 急・横手6, 急・横手8, 急・木佐木野3, 急・梶12, 急・牛之浜21, 急・牛之浜1, 急・牛之浜8, 急・牛之浜14, 急・牛之浜15, 急・牛之浜16, 急・牛之浜13, 急・牛之浜19, 急・仲仁田6, 急・仲仁田7, 急・仲仁田8, 急・長迫6, 急・仲仁田10, 急・仲仁田13, 急・川畑6, 急・鈴木段8, 急・鈴木段9, 急・鈴木段12, 急・鈴木段13, 急・鈴木段15, 急・鈴木段16及び急・鈴木段18
	出水市	急・宇都野々4, 急・小原上3, 急・駄子田1, 急・鍋野4, 急・水之頭8, 急・水之頭1, 急・水之頭9, 急・水之頭2, 急・折尾野5, 急・水之頭3, 急・水之頭4, 急・定之段1, 急・定之段3, 急・流合3, 急・流合4, 急・水之頭10, 急・水之頭11, 急・受口1, 急・岩元3, 急・岩元1, 急・受口4, 急・大丸2, 急・籠土山2, 急・籠土山4, 急・上特手1, 急・上特手10, 急・上特手11, 急・岡迫2, 急・東辺田2, 急・浦窪1, 急・上冷筋4, 急・上冷筋1, 急・上冷筋2, 急・浦窪3, 急・東下り松1, 急・小島3, 急・西下り松1, 急・西下り松2, 急・小島7, 急・小島1, 急・小島4, 急・浦窪5, 急・浦窪6, 急・西辺田1, 急・連尺野2, 急・浦1, 急・西辺田2, 急・西辺田3及び急・村下3
土石流	阿久根市	土・落3, 土・永原2, 土・米次4, 土・尾原7, 土・尾原9, 土・野元2, 土・野元3, 土・野元4, 土・野元5, 土・野元6, 土・野元7, 土・野元11, 土・片原1, 土・表川内1, 土・久保田3, 土・川畑8, 土・小鹿倉1, 土・米次6, 土・久保田5, 土・小麦7, 土・桑原1, 土・桑原2, 土・長谷1, 土・長谷2, 土・横手3, 土・横手5, 土・横手7, 土・下田代5, 土・下田代1, 土・牛之浜1, 土・米次10, 土・長迫1, 土・長迫4, 土・長迫5, 土・長迫6, 土・長迫7, 土・的場2, 土・屋敷村1, 土・南畑5, 土・南畑6, 土・鈴木段4, 土・鈴木段6, 土・鈴木段7及び土・鈴木段3
	出水市	土・小原下1, 土・駄子田1, 土・鍋野1, 土・水之頭6, 土・水之頭8, 土・折尾野2, 土・君名川1, 土・宇都野々1, 土・栗毛野1, 土・宇都野々3, 土・宇都野々4,

	土・宇都野々 5, 土・宇都野々 6, 土・小原上 1, 土・小原上 2, 土・上餅井 2, 土・受口 1, 土・受口 4, 土・受口 5, 土・野角 1, 土・籠土山 1, 土・越地 1, 土・越地 2, 土・越地 3, 土・越地 5, 土・越地 6, 土・越地 8, 土・上特手 5, 土・東辺田 2, 土・野口 1, 土・野口 2, 土・野口 3, 土・柳ヶ水 1, 土・小島 3, 土・西辺田 1, 土・連尺野 1, 土・内木場 1, 土・野平 1 及び土・野平 2
--	---

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第438号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 5 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・水無川原 1, 急・米次 4, 急・米次 5, 急・水無川原 6, 急・久保田 4, 急・小麦 6, 急・鍛冶屋段 7, 急・野元 5, 急・ヒエコバ 1, 急・桑原 12, 急・桑原 4, 急・桑原 6, 急・桑原 7, 急・椿 3, 急・椿 2, 急・椿 9, 急・椿 1, 急・椿 4, 急・宮原 1, 急・桑原 9, 急・桑原 11, 急・長谷 1, 急・長谷 2, 急・長谷 8, 急・長谷 5, 急・羽田 3, 急・横手 9, 急・横手 16, 急・菘野 1, 急・横手 3, 急・菘野 4, 急・菘野 5, 急・菘野 3, 急・菘野 6, 急・菘野 9, 急・菘野 8, 急・菘野 10, 急・瀧 1, 急・横手 5, 急・横手 6, 急・横手 8, 急・木佐木野 3, 急・椿 12, 急・牛之浜 21, 急・牛之浜 1, 急・牛之浜 8, 急・牛之浜 14, 急・牛之浜 15, 急・牛之浜 16, 急・牛之浜 13, 急・牛之浜 19, 急・仲仁田 6, 急・仲仁田 7, 急・仲仁田 8, 急・長迫 6, 急・仲仁田 10, 急・仲仁田 13, 急・川畑 6, 急・鈴木段 8, 急・鈴木段 9, 急・鈴木段 12, 急・鈴木段 13, 急・鈴木段 15, 急・鈴木段 16 及び急・鈴木段 18
	出水市	急・宇都野々 4, 急・小原上 3, 急・駄子田 1, 急・鍋野 4, 急・水之頭 8, 急・水之頭 1, 急・水之頭 9, 急・水之頭 2, 急・折尾野 5, 急・水之頭 3, 急・水之頭 4, 急・定之段 1, 急・定之段 3, 急・流合 3, 急・流合 4, 急・水之頭 10, 急・水之頭 11, 急・受口 1, 急・岩元 3, 急・岩元 1, 急・受口 4, 急・大丸 2, 急・籠土山 2, 急・籠土山 4, 急・上特手 1, 急・上特手 10, 急・上特手 11, 急・岡迫 2, 急・東辺田 2, 急・浦窪 1, 急・上冷筋 4, 急・上冷筋 1, 急・上冷筋 2, 急・浦窪 3, 急・東下り松 1, 急・小島 3, 急・西下り松 1, 急・西下り松 2, 急・小島 7, 急・小島 1, 急・小島 4, 急・浦窪 5, 急・浦窪 6, 急・西辺田 1, 急・連尺野 2, 急・浦 1, 急・西辺田 2, 急・西辺田 3 及び急・村下 3
土石流	阿久根市	土・落 3, 土・永原 2, 土・米次 4, 土・尾原 7, 土・尾

	原 9, 土・野元 2, 土・野元 3, 土・野元 5, 土・野元 7, 土・片原 1, 土・久保田 3, 土・川畑 8, 土・小鹿倉 1, 土・久保田 5, 土・小麦 7, 土・桑原 1, 土・桑原 2, 土・長谷 1, 土・横手 3, 土・横手 5, 土・下田代 5, 土・下田代 1, 土・牛之浜 1, 土・米次 10, 土・長迫 1, 土・長迫 4, 土・長迫 5, 土・長迫 6, 土・的場 2, 土・屋敷村 1, 土・南畑 5, 土・鈴木段 4 及び土・鈴木段 7
出水市	土・小原下 1, 土・駄子田 1, 土・鍋野 1, 土・水之頭 6, 土・水之頭 8, 土・折尾野 2, 土・君名川 1, 土・宇都野々 1, 土・栗毛野 1, 土・宇都野々 3, 土・宇都野々 4, 土・宇都野々 5, 土・宇都野々 6, 土・小原上 1, 土・小原上 2, 土・上餅井 2, 土・受口 1, 土・野角 1, 土・籠土山 1, 土・越地 1, 土・越地 2, 土・越地 3, 土・越地 5, 土・越地 6, 土・越地 8, 土・上特手 5, 土・東辺田 2, 土・野口 1, 土・野口 2, 土・野口 3, 土・柳ヶ水 1, 土・小島 3, 土・西辺田 1, 土・内木場 1, 土・野平 1 及び土・野平 2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成 8 年 7 月 5 日鹿児島県告示第 1083 号（政府調達に関する苦情の処理手続）8 の規定により、令和 4 年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 6 条の規定に基づく法第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 5 年 4 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
  - (1) 新規取得講習  
令和 5 年 7 月 10 日（月）から同月 14 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
  - (2) 追加取得講習  
令和 5 年 7 月 13 日（木）及び同月 14 日（金）（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
- 3 講習の実施場所

マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目 8 番 8 号）

#### 4 受講対象者

##### (1) 新規取得講習

受講申込日において、最近 5 年間に当該警備業務の区分（以下「4 号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

##### (2) 追加取得講習

受講申込日において、4 号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近 5 年間に 4 号の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であるもの

#### 5 受講定員（原則として受付先着順とする。）

##### (1) 新規取得講習

5 人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

##### (2) 追加取得講習

10 人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

#### 6 受講申込みの受付等

##### (1) 受付の期間及び時間帯

###### ア 期間

令和 5 年 5 月 9 日（火）から同月 12 日（金）まで

###### イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

##### (2) 受付場所

###### ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

###### イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

##### (3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメートル）1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1 通

イ 4 号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1 通

ウ 履歴書 1 通

エ 追加取得講習受講者にあつては、4 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

##### (4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み、郵送等による申込みは認めない。）

##### (5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

###### ア 新規取得講習

34,000 円

###### イ 追加取得講習

10,000 円

#### 7 その他

- (1) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
  - (2) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
  - (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講習を延期し、又は中止する場合がある。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先  
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）